

平成 20 年度（2008 年度）編入学入試（2007 年 9 月 5 日実施）

小論文

問 1 いわゆる契約自由の原則とその制限（または修正）について論ぜよ。

<講評>

私法の重要な基本原理の 1 つである「契約自由の原則」について論じてもらうものである。

答案において記述すべきポイントとしては、①「契約自由の原則」の定義、②「契約自由」の内容（相手方選択の自由など）、③原則が修正または制限されるに至った理由・歴史的背景、④「契約自由の原則」が修正または制限された具体例（労働契約・消費者契約など）があげられよう。しかし、①や②の点に全く触れられていない答案や、③を必要以上に長く書きすぎて①②④にあまり触れられていない答案が多数を占めていた。

このようなごく基本的な問題の場合、いわゆる予備校本などによる知識の詰め込み・丸暗記は通用しない。むしろ基本書といわれる教科書をしっかり読んでいたか、どれだけ自分で考えたかで決まる。このことは編入試験へ向けた勉強のみならず、法学部に編入した後にも十分当てはまる。

問 2 以下の文章を読み、この問題にはどのような法的又は社会的論点があるか、考えられるものすべてを列挙した上で、論点の中から一つを選び、論じなさい。

臓器売買は、世界保健機関（WHO）や国際移植学会が指針で禁じている。しかし、世界各地の深刻な臓器提供者（ドナー）不足を背景に、貧困地区では闇の臓器売買が横行している。貧困にあえぐ者がドナーとなり、生活のために腎臓などを安価な値段で売るが、術後に健康障害をおこす者もいる。闇取引での悪徳仲介業者や犯罪組織の介在など、社会問題となっているが、臓器の購入を目的として先進国から発展途上国へと渡航する外国人患者も多い。

フィリピンでは、臓器売買はフィリピン国内の人身売買禁止法に違反し、売買を監視する仕組みが存在するものの、十分には機能してこなかった。そこで、フィリピン政府は、闇取引の撲滅とフィリピン国民の保護を目的として、政府の管理の下で、腎臓移植を希望する外国人患者が、ドナーへの生活支援費を含む費用を支払うなど一定の条件を満たす場合に腎臓提供を認める新制度の導入を検討している。外国人を対象とする政府公認の臓器売買は世界に類例がなく、フィリピンにおける法制度改革の是非について、国内のみならず国際的な賛否の議論を招いている。

フィリピンで新制度が施行された場合、臓器不足から臓器提供を得られず待機状態にある日本国内の患者が多数押しかける事態も予想される。しかし、日本の臓器移植法は、海外で臓器を買う日本人も処罰の対象としていることから、同法に違反する可能性が高い。

（読売新聞 2007 年 2 月 2 日の記事を参考とした。）

出題趣旨及び講評

法学・政治学を学ぶ上で必要となる基礎学力である文章読解力及び論理的思考能力を問

うことを意図して出題した。評価においては、事象から法的及び社会的論点を見出し整理するとともに、選択した論点について論理的かつ説得的に論じているかを重視した。しかし、論点の列挙において問題文をそのまま書き写すことに終始した答案が目立った点が残念である。いずれの論点を選択し、どのような立場で論じるか受験者の自由に任せ、その選択により評価が異なることはない。論理的思考能力が評価対象とされるため、法的知識が披露されていても論旨が一貫していないものや、自らの見解に適切な根拠を挙げるができなかったものは評価が低くなった。